【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月19日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白勢　菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号　JAビル
【事務連絡者氏名】	小林　徹也
【電話番号】	03（5208）5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ米国優先証券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

パインブリッジ米国優先証券ファンド
（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）
※愛称として「ラストリゾート」または「最後の楽園」という名称を用いる場合があります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は1口当たり1円です。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。
※前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（6）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2020年2月20日（木）から2021年2月19日（金）まで
ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付を行いません。
※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を、各販売会社が定める期日までに販売会社に支払うものとします。
取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
※申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

（10）【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

①受益権の取得申込は、販売会社において、申込期間における毎営業日に受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。
②運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
③取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（すでに取引口座をお持ちの方を除きます。）
④収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。
※分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、主として米国の優先証券へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（優先証券）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	なし
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　）	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（優先証券）			
資産複合（　）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に優先証券を源泉とする旨の記載があるもの

属性区分の定義

・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、優先証券に主として投資する旨の記載があるもの
・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
・北米…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
・為替ヘッジあり（フルヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

③ファンドの特色

1）主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
2）組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の国際的格付機関（S&P、Moody'sおよびフィッチ）から、BBB－またはBaa3格相当以上の格付を取得している発行体が発行している銘柄に限定し、また、ポートフォリオ全体の平均格付をBBB－またはBaa3格相当以上に保つことで、ファンドの信用リスクをコントロールします。
3）ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。また、特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。

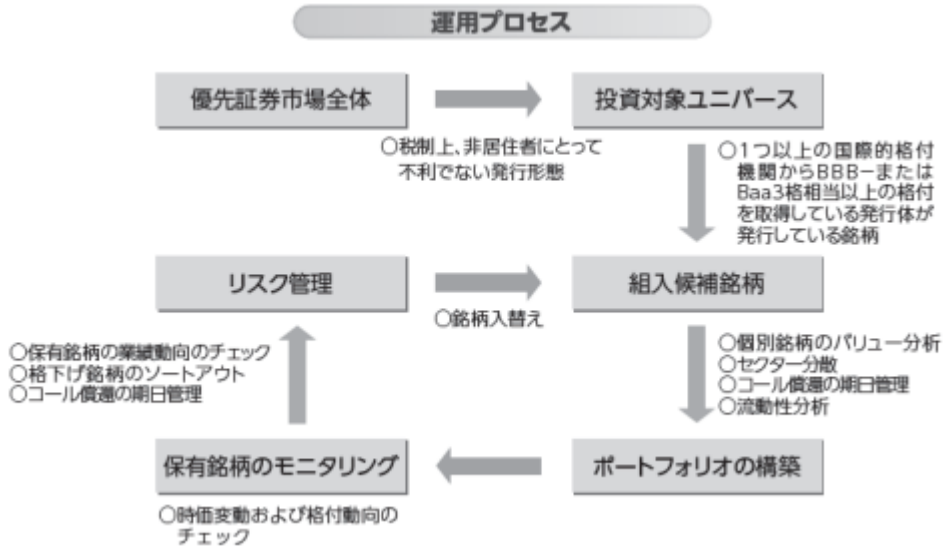

4）外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行います。
○為替ヘッジとは将来の為替変動リスクを、ヘッジを行う時点でのコスト（ヘッジコスト）に置き換える手法をいいます。為替ヘッジを行うことにより、米国ドル・円相場の変動を回避し、安定的な運用を行うことが可能となります。

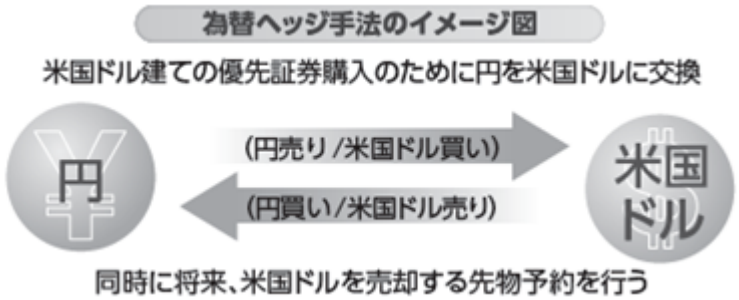

5）運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

○パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属するPineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

6）毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、優先証券から受取る利息／配当等収益をもとに分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

<毎月分配のイメージ図>

※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

≪収益分配金に関する留意事項≫

●収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

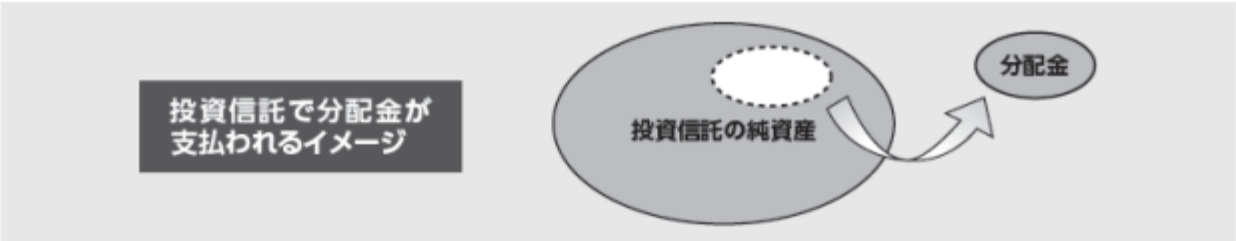

●収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

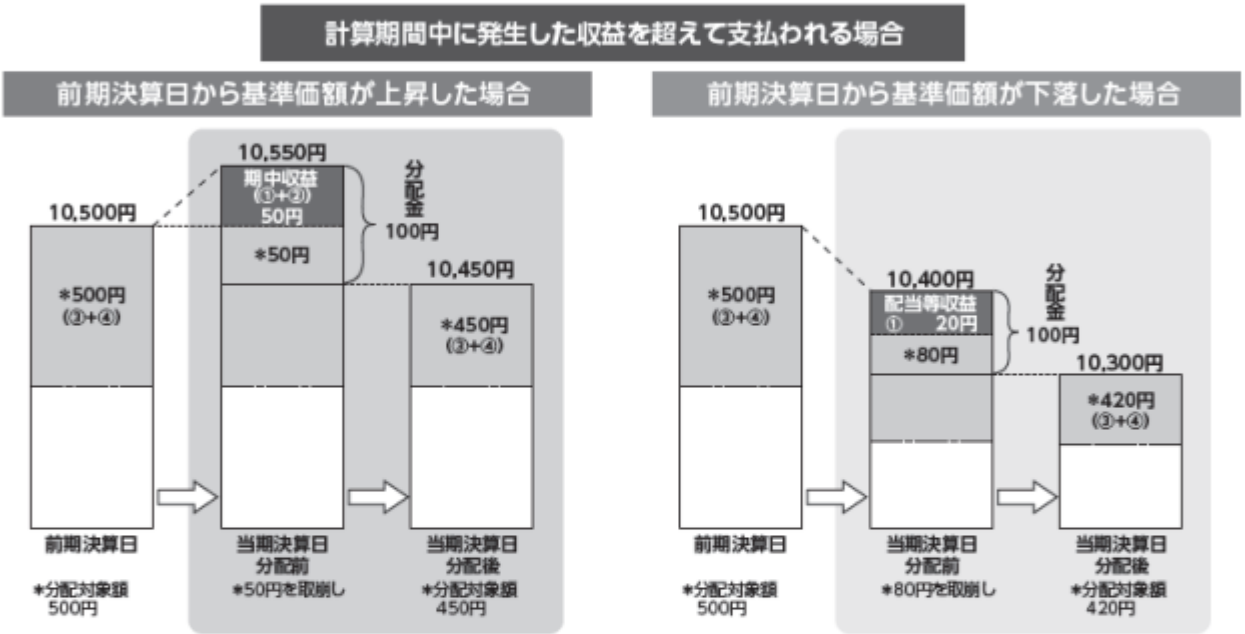

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

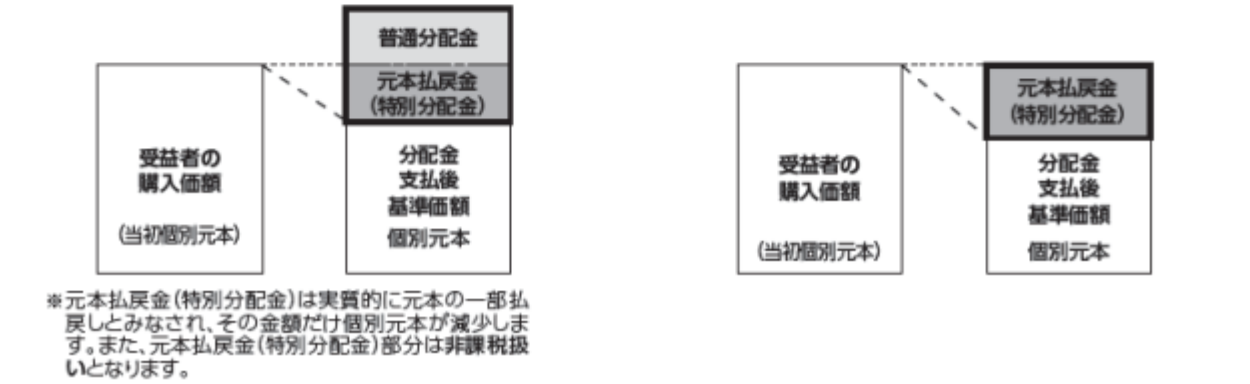

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2002年12月 5日　　投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

2009年12月 1日　　ファンドの名称変更（「AIG米国優先証券ファンド」から「パインブリッジ米国優先証券ファンド」に変更。）

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

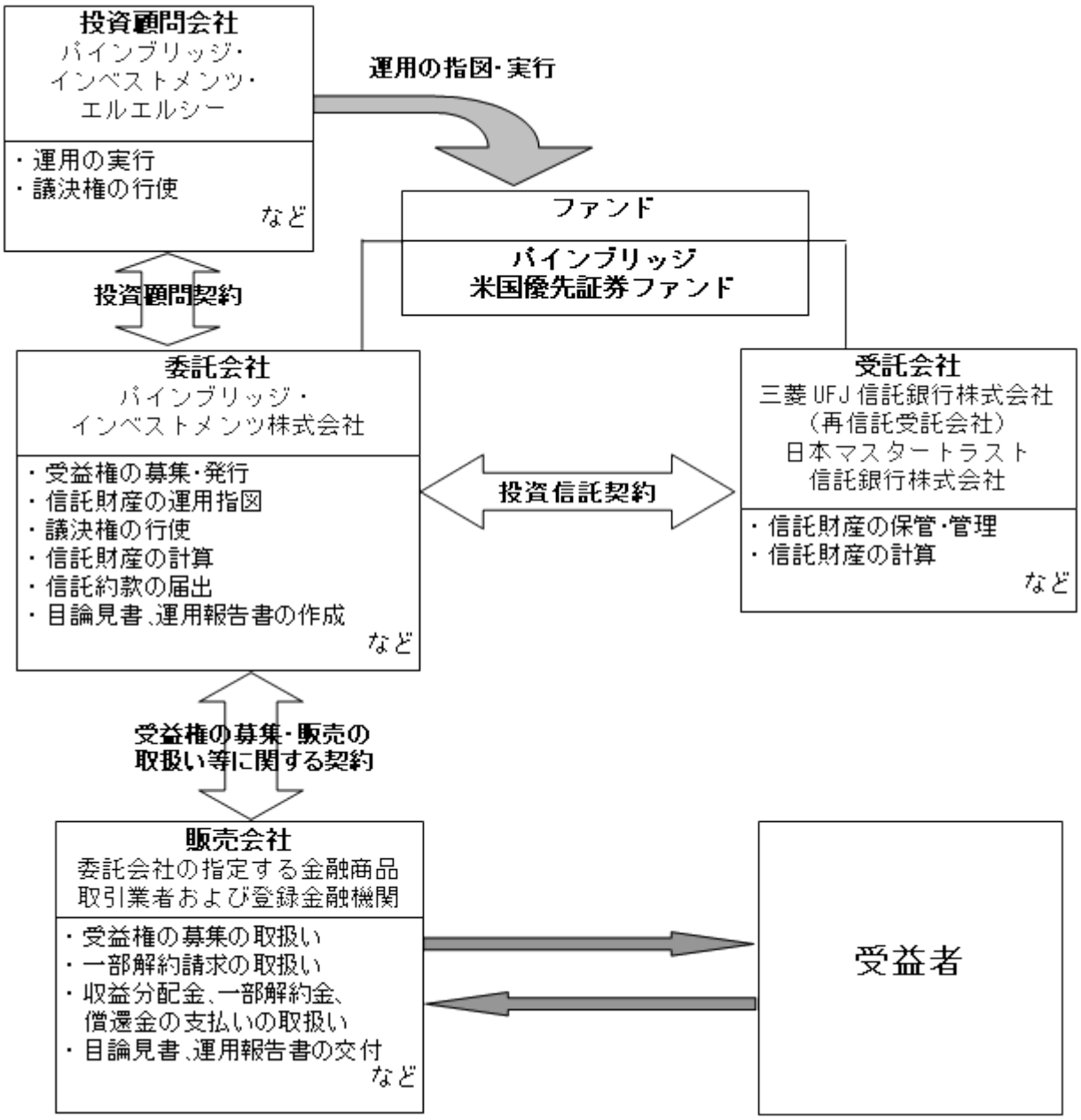

・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額　1,000,000,000円（2019年12月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月　当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

1987年 1月　エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。

1997年 2月　エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。

2001年 7月　エイアイジー投信投資顧問株式会社に商号変更。

2002年 4月　株式会社千代田投資顧問と合併。

2007年 4月　AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

2008年 4月　AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。

2008年 5月　エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

2009年12月　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2019年12月末日現在）

株主名	住　所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam　The Netherlands	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②投資対象

米国の優先証券（ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ（ハイブリッド優先証券））を主要投資対象とします。

③投資態度

1）主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。

2）組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の国際的格付機関（S&P、Moody'sおよびフィッチ）から、BBB－またはBaa3格相当以上の格付を取得している発行体が発行している銘柄に限定し、また、ポートフォリオ全体の平均格付をBBB－またはBaa3格相当以上に保つことで、ファンドの信用リスクをコントロールします。

3）ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。

4）特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。

5）外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として、為替のフルヘッジを行います。

6）資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

7）運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の権限を委託します。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権（イ．ニ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②投資有価証券の範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、委託会社の運用の指図にかかる事項について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から10. までの証券または証書の性質を有する優先証券
14. 前記13. 以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から12. までの証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1．の証券または証書および14．ならびに19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2．から6．までの証券および14．の証券ならびに19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記15．の証券および16．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

①委託会社の運用体制

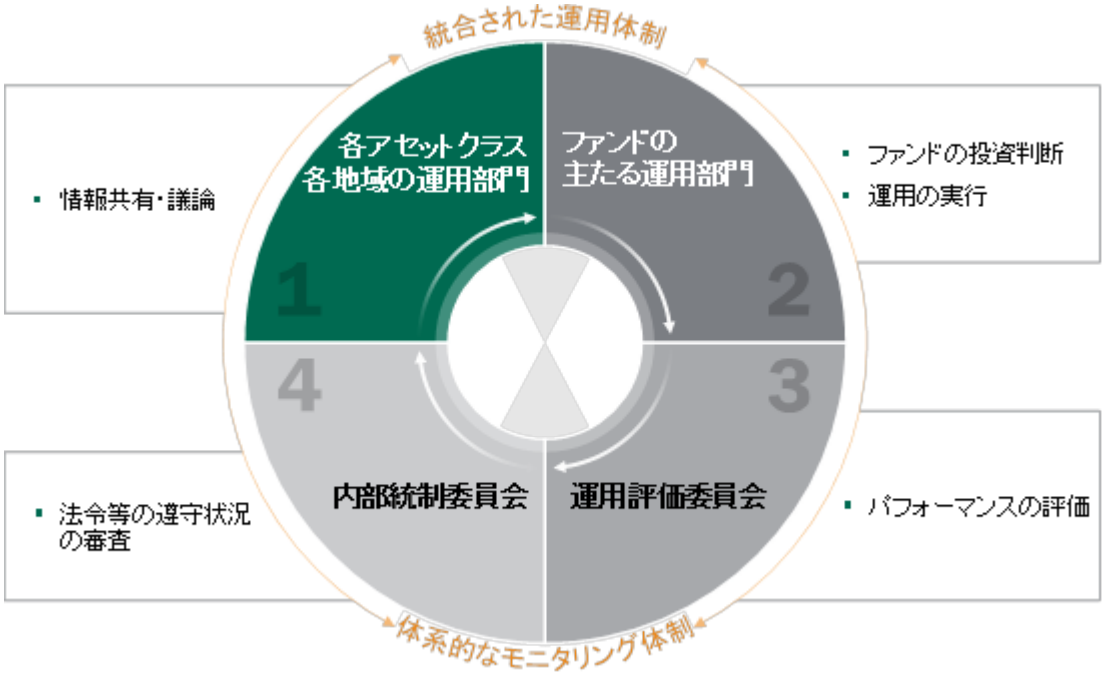

1．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（11名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

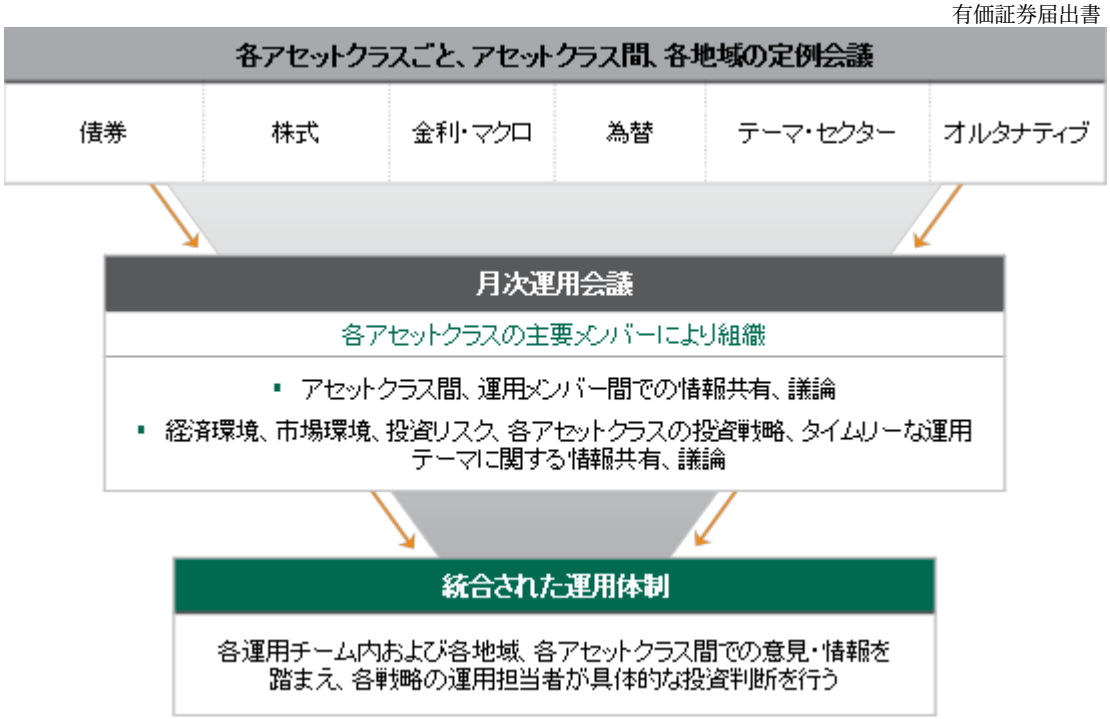

2．パフォーマンス評価とリスク管理

・運用業務部（10名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3．ファンドの関係法人に対する管理体制

・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

4．当ファンドの運用担当者に係る事項

・パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー　優先証券運用チーム

運用担当者：2名、平均運用経験年数：28年

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2019年12月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

②投資顧問会社の運用体制

当ファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先であるパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの運用体制は次の通りです。

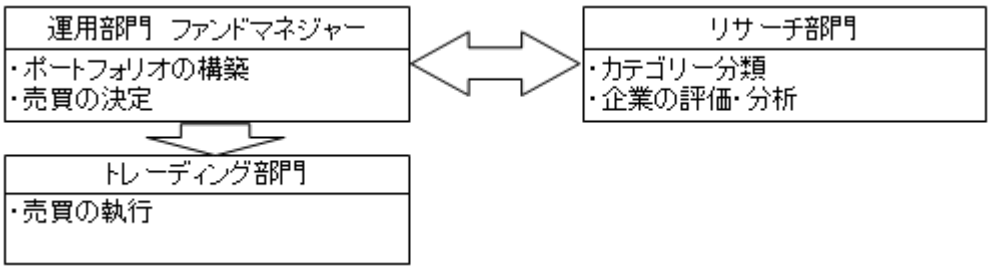

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

①毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

1）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

2）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1）収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

2）前記１）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3）前記１）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

4）受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

5）受託会社は、前記４）の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

・信託約款による投資制限

①株式への投資割合

株式の投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④外貨建て資産への投資には制限を設けません。

⑤投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑥同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧同一銘柄の優先証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨先物取引等の運用指図

1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2） 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記

（２）投資対象 ③に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ③に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫資金の借入れ

１）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

３）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。

４）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

・法令等による投資制限

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として米国の優先証券など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

①価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である優先証券は、債券に近い性質を有しているため、一般にマクロ経済の動向による金利変動、信用スプレッドの拡大・縮小等により価格が変動します。また、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等によっても変動します。組入銘柄の価格の変動は、当ファンドの基準価額を上下させる要因となります。

②信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

③為替変動リスク

外貨建て資産への投資には為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。内外金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。

④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤優先証券固有の投資リスク

1.期限前償還リスク

優先証券には繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市況動向により再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなることがあります。

2.弁済順位に関する留意点

一般的に優先証券は、弁済順位では株式に優位し債券に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。なお、優先証券によっては、株式に対しても弁済順位が劣後する可能性があります。

3.利息／配当の支払いに関する留意点

優先証券には利息／配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

4.制度変更等に関する留意点

米国の税制の変更等、当ファンドの主要投資対象である米国優先証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、基準価額が下落することがあります。また、今後、新しい形態のものが発行される可能性があり、米国優先証券の特色の内容が変更となることがあります。

5.その他の留意点

優先証券によっては、金融監督当局が当該証券の発行体を実質破綻状態にあると判断した場合や財務状況等が悪化し自己資本比率が一定水準を下回った場合等に、元本が削減されたり強制的に株式に転換されることがあります。

⑥その他のリスク・留意点

1.カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2.有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3.収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4.解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5.資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6.繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7.取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります。

8.収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

9.その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

①委託会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1）運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2）法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3）内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4）運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1）リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2）売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

3）パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

＜参考情報＞

＜年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞

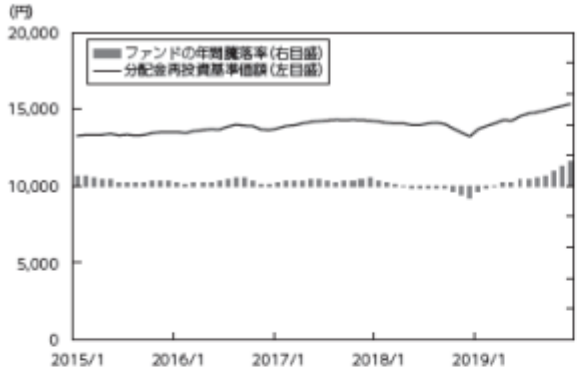

＜代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

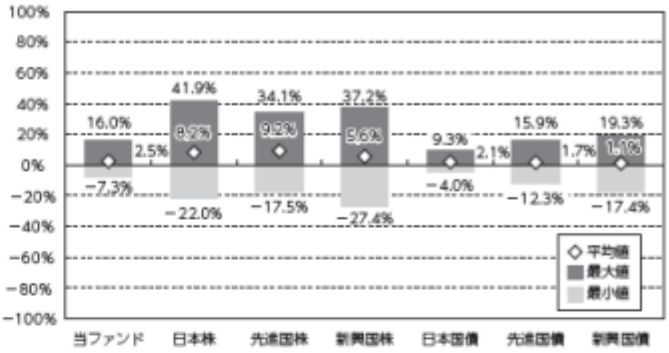

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数（TOPIX）配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）
なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.375%（税抜年1.25%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

		各販売会社の純資産残高		
		50億円以下の部分	50億円超 200億円以下の部分	200億円超の部分
信託報酬		1.375%（税抜1.25%）		
	委託会社	0.858% （税抜0.78%）	0.803% （税抜0.73%）	0.748% （税抜0.68%）
	販売会社	0.44% （税抜0.4%）	0.495% （税抜0.45%）	0.55% （税抜0.5%）
	受託会社	0.077% （税抜0.07%）	0.077% （税抜0.07%）	0.077% （税抜0.07%）

※各販売会社の純資産残高とは、当ファンド（「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」）の販売会社別の純資産残高と、委託会社が別途設定・運用を行う「パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：ピュアリゾート）」の販売会社別の純資産残高の合計額とし、当該合計額に応じて、委託会社と販売会社の配分にかかる前記料率を適用するものとします。

委託会社の報酬には、当ファンドの米国優先証券の運用指図権の委託先である投資顧問会社への報酬、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。
信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。
なお、運用の権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.35%以内の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬の中から支払います。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。
②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払います。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。
※売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。
※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（1）から（4）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

1）個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。
一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

２）法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

1.個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2.元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際、
①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2019年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
優先証券	アメリカ	2,604,793,395	46.52
	イギリス	1,081,532,827	19.31
	スイス	525,782,335	9.39
	フランス	387,545,854	6.92
	デンマーク	317,451,831	5.67
	フィンランド	150,337,410	2.68
	オランダ	149,976,684	2.68
	カナダ	119,283,450	2.13
	スペイン	112,469,642	2.01
	バミューダ	65,749,712	1.17
	小　計	5,514,923,140	98.49
投資証券	アメリカ	93,398,694	1.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△8,784,173	△0.16
合計（純資産総額）		5,599,537,661	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入銘柄（2019年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）	備考
アメリカ	優先証券	ASSURANT INC	保険	3,100,000	12,322.21	381,988,609	12,298.11	381,241,410	7.00000	2048/3/27	6.81	※2
デンマーク	優先証券	DANSKE BANK A/S	銀行	2,700,000	11,738.31	316,934,456	11,757.47	317,451,831	7.00000	－	5.67	※2
イギリス	優先証券	LLOYDS BANKING GROUP PLC	銀行	2,397,000	11,859.87	284,281,084	11,859.87	284,281,084	6.75000	－	5.08	※2
イギリス	優先証券	ROYAL BK OF SCOT GRP PLC	銀行	2,328,000	11,822.40	275,225,483	11,846.17	275,778,954	8.62500	－	4.93	※2
アメリカ	優先証券	MPLX LP	その他産業	2,500,000	11,038.17	275,954,250	11,010.78	275,269,500	6.87500	－	4.92	※2
アメリカ	優先証券	LAND O'LAKES INC	その他産業	2,699,000	10,189.07	275,003,269	10,189.07	275,003,269	7.00000	－	4.91	※2
フランス	優先証券	CREDIT AGRICOLE SA	銀行	2,155,000	12,051.60	259,711,980	12,082.93	260,387,231	6.87500	－	4.65	※2
アメリカ	優先証券	ASSURED GUARANTY	保険	66,469	2,930.73	194,802,693	2,947.16	195,895,044	6.87500	2101/12/15	3.50	※1
スイス	優先証券	CREDIT SUISSE GROUP AG	金融	1,520,000	12,238.29	186,022,012	12,273.89	186,563,238	7.25000	－	3.33	※2

スイス	優先証券	UBS GROUP FUNDING SWITZE	金融	1,555,000	11,955.73	185,911,680	11,969.43	186,124,637	7.00000	－	3.32	※2
アメリカ	優先証券	AMERICAN EQUITY INVESTME	保険	64,200	2,826.64	181,470,802	2,849.65	182,947,890	5.95000	－	3.27	※1
アメリカ	優先証券	AGRIBANK FCB	銀行	15,000	11,736.61	176,049,225	11,736.61	176,049,225	6.87500	－	3.14	※1
アメリカ	優先証券	AEGON FUNDING CORP II	保険	57,100	2,823.29	161,210,171	2,833.22	161,776,953	5.10000	2049/12/15	2.89	※1
スイス	優先証券	CREDIT SUISSE GROUP AG	金融	1,277,000	11,988.60	153,094,460	11,988.60	153,094,460	7.50000	－	2.73	※2
イギリス	優先証券	BARCLAYS PLC	銀行	1,235,000	12,229.63	151,035,992	12,257.02	151,374,259	8.00000	－	2.70	※2
フィンランド	優先証券	NORDEA BANK ABP	銀行	1,239,000	12,135.85	150,363,201	12,133.76	150,337,410	6.62500	－	2.68	※2
オランダ	優先証券	ING GROEP NV	銀行	1,300,000	11,566.79	150,368,361	11,536.66	149,976,684	5.75000	－	2.68	※2
アメリカ	優先証券	CORTS TR-BELLSOUTH	公益	43,095	3,275.84	141,172,497	3,307.61	142,541,729	7.00000	2095/12/1	2.55	※1
イギリス	優先証券	BARCLAYS PLC	銀行	1,100,000	11,951.02	131,461,263	11,969.43	131,663,730	7.75000	－	2.35	※2
フランス	優先証券	BNP PARIBAS	銀行	1,000,000	12,715.86	127,158,623	12,715.86	127,158,623	7.00000	－	2.27	※2
アメリカ	優先証券	METLIFE INC	保険	1,000,000	12,242.78	122,427,822	12,196.10	121,961,096	5.87500	－	2.18	※2
カナダ	優先証券	TRANS-CANADA PIPELINES	公益	1,300,000	9,230.43	119,995,590	9,175.65	119,283,450	4.11988	2067/5/15	2.13	※2
イギリス	優先証券	PRUDENTIAL PLC	保険	37,861	3,030.42	114,735,095	3,067.67	116,145,432	6.75000	－	2.07	※1
アメリカ	優先証券	AMERICAN INTL GROUP	保険	913,000	11,996.82	109,530,967	12,045.68	109,977,093	5.75000	2048/4/1	1.96	※2
イギリス	優先証券	VODAFONE GROUP PLC	その他産業	817,000	12,877.84	105,211,955	12,840.75	104,908,971	7.00000	2079/4/4	1.87	※2
アメリカ	優先証券	CUSTOMERS BANCORP INC	銀行	36,000	2,744.47	98,801,208	2,791.58	100,497,197	5.37500	2034/12/30	1.79	※1
スペイン	優先証券	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	銀行	830,000	11,592.76	96,219,931	11,592.76	96,219,931	6.50000	－	1.72	※2
アメリカ	優先証券	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	851,000	11,034.69	93,905,245	11,045.94	94,001,024	5.40550	－	1.68	※2
アメリカ	投資証券	OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	－	32,700	2,878.14	94,115,216	2,856.22	93,398,694	－	－	1.67	－
アメリカ	優先証券	SOUTHERN CAL EDISON	公益	755,000	11,079.25	83,648,375	11,179.50	84,405,243	6.25000	－	1.51	※2

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注2）外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

（注3）備考欄の「※1」は25ドル額面、「※2」は1,000ドル額面の優先証券です。

2. 種類別及び業種別投資比率（2019年12月30日現在）

種類	業種	投資比率（%）
優先証券	銀行	41.87
	保険	26.96
	その他産業	11.70
	金融	9.39
	公益	6.18
	その他金融	2.38
投資証券	―	1.67
合計		100.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（3）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第15特定期間末（2010年5月20日）	（分配付）	29,553,854,085	（分配付）	7,347
	（分配落）	28,930,938,023	（分配落）	7,197
第16特定期間末（2010年11月22日）	（分配付）	28,687,770,936	（分配付）	7,928
	（分配落）	28,119,149,885	（分配落）	7,778
第17特定期間末（2011年5月20日）	（分配付）	25,078,478,370	（分配付）	8,088
	（分配落）	24,581,858,973	（分配落）	7,938
第18特定期間末（2011年11月21日）	（分配付）	21,242,970,693	（分配付）	7,730
	（分配落）	20,743,581,248	（分配落）	7,555
第19特定期間末（2012年5月21日）	（分配付）	20,215,595,202	（分配付）	7,882
	（分配落）	19,422,636,572	（分配落）	7,582
第20特定期間末（2012年11月20日）	（分配付）	19,089,590,993	（分配付）	8,024
	（分配落）	18,351,909,528	（分配落）	7,724
第21特定期間末（2013年5月20日）	（分配付）	17,388,499,747	（分配付）	8,055
	（分配落）	16,708,087,375	（分配落）	7,755
第22特定期間末（2013年11月20日）	（分配付）	14,786,971,910	（分配付）	7,613
	（分配落）	14,175,912,592	（分配落）	7,313
第23特定期間末（2014年5月20日）	（分配付）	13,520,220,438	（分配付）	7,710
	（分配落）	12,974,597,070	（分配落）	7,410
第24特定期間末（2014年11月20日）	（分配付）	12,484,835,583	（分配付）	7,569
	（分配落）	11,976,505,473	（分配落）	7,269
第25特定期間末（2015年5月20日）	（分配付）	11,316,132,018	（分配付）	7,359
	（分配落）	10,843,782,820	（分配落）	7,059

第26特定期間末 （2015年11月20日）	（分配付） （分配落）	10,090,207,000 9,653,765,293	（分配付） （分配落）	7,124 6,824
第27特定期間末 （2016年5月20日）	（分配付） （分配落）	9,367,949,862 8,957,209,548	（分配付） （分配落）	6,924 6,624
第28特定期間末 （2016年11月21日）	（分配付） （分配落）	9,064,490,109 8,665,842,774	（分配付） （分配落）	6,654 6,354
第29特定期間末 （2017年5月22日）	（分配付） （分配落）	8,866,823,708 8,457,657,318	（分配付） （分配落）	6,546 6,246
第30特定期間末 （2017年11月20日）	（分配付） （分配落）	8,180,242,095 7,885,215,810	（分配付） （分配落）	6,314 6,094
第31特定期間末 （2018年5月21日）	（分配付） （分配落）	6,910,893,789 6,695,162,618	（分配付） （分配落）	5,980 5,800
第32特定期間末 （2018年11月20日）	（分配付） （分配落）	6,043,836,724 5,844,515,300	（分配付） （分配落）	5,603 5,423
第33特定期間末 （2019年5月20日）	（分配付） （分配落）	5,896,648,997 5,708,222,625	（分配付） （分配落）	5,724 5,544
第34特定期間末 （2019年11月20日）	（分配付） （分配落）	5,785,081,963 5,604,551,406	（分配付） （分配落）	5,861 5,681
2018年12月末日		5,610,941,757		5,270
2019年 1月末日		5,723,160,817		5,433
2月末日		5,731,613,131		5,482
3月末日		5,742,377,897		5,521
4月末日		5,751,721,803		5,574
5月末日		5,681,774,877		5,532
6月末日		5,746,794,204		5,612
7月末日		5,717,368,203		5,646
8月末日		5,656,804,984		5,649
9月末日		5,626,403,681		5,664
10月末日		5,649,612,879		5,697
11月末日		5,619,861,900		5,711
12月末日		5,599,537,661		5,732

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期　間		1万口当たりの分配金
第15特定期間	自　2009年11月21日 至　2010年 5月20日	150　円
第16特定期間	自　2010年 5月21日 至　2010年11月22日	150　円
第17特定期間	自　2010年11月23日 至　2011年 5月20日	150　円

第18特定期間	自　2011年 5月21日 至　2011年11月21日	175　円
第19特定期間	自　2011年11月22日 至　2012年 5月21日	300　円
第20特定期間	自　2012年 5月22日 至　2012年11月20日	300　円
第21特定期間	自　2012年11月21日 至　2013年 5月20日	300　円
第22特定期間	自　2013年 5月21日 至　2013年11月20日	300　円
第23特定期間	自　2013年11月21日 至　2014年 5月20日	300　円
第24特定期間	自　2014年 5月21日 至　2014年11月20日	300　円
第25特定期間	自　2014年11月21日 至　2015年 5月20日	300　円
第26特定期間	自　2015年 5月21日 至　2015年11月20日	300　円
第27特定期間	自　2015年11月21日 至　2016年 5月20日	300　円
第28特定期間	自　2016年 5月21日 至　2016年11月21日	300　円
第29特定期間	自　2016年11月22日 至　2017年 5月22日	300　円
第30特定期間	自　2017年 5月23日 至　2017年11月20日	220　円
第31特定期間	自　2017年11月21日 至　2018年 5月21日	180　円
第32特定期間	自　2018年 5月22日 至　2018年11月20日	180　円
第33特定期間	自　2018年11月21日 至　2019年 5月20日	180　円
第34特定期間	自　2019年 5月21日 至　2019年11月20日	180　円

③【収益率の推移】

期　間		収益率
第15特定期間	自　2009年11月21日 至　2010年 5月20日	4.6　%
第16特定期間	自　2010年 5月21日 至　2010年11月22日	10.2　%
第17特定期間	自　2010年11月23日 至　2011年 5月20日	4.0　%

第18特定期間	自　2011年 5月21日 至　2011年11月21日	△2.6 %
第19特定期間	自　2011年11月22日 至　2012年 5月21日	4.3 %
第20特定期間	自　2012年 5月22日 至　2012年11月20日	5.8 %
第21特定期間	自　2012年11月21日 至　2013年 5月20日	4.3 %
第22特定期間	自　2013年 5月21日 至　2013年11月20日	△1.8 %
第23特定期間	自　2013年11月21日 至　2014年 5月20日	5.4 %
第24特定期間	自　2014年 5月21日 至　2014年11月20日	2.1 %
第25特定期間	自　2014年11月21日 至　2015年 5月20日	1.2 %
第26特定期間	自　2015年 5月21日 至　2015年11月20日	0.9 %
第27特定期間	自　2015年11月21日 至　2016年 5月20日	1.5 %
第28特定期間	自　2016年 5月21日 至　2016年11月21日	0.5 %
第29特定期間	自　2016年11月22日 至　2017年 5月22日	3.0 %
第30特定期間	自　2017年 5月23日 至　2017年11月20日	1.1 %
第31特定期間	自　2017年11月21日 至　2018年 5月21日	△1.9 %
第32特定期間	自　2018年 5月22日 至　2018年11月20日	△3.4 %
第33特定期間	自　2018年11月21日 至　2019年 5月20日	5.6 %
第34特定期間	自　2019年 5月21日 至　2019年11月20日	5.7 %

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。
収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期　間		設定口数	解約口数
第15特定期間	自　2009年11月21日 至　2010年 5月20日	138,137,305	3,740,731,346

第16特定期間	自　2010年 5月21日 至　2010年11月22日	107,461,097	4,152,592,066
第17特定期間	自　2010年11月23日 至　2011年 5月20日	83,412,077	5,270,268,743
第18特定期間	自　2011年 5月21日 至　2011年11月21日	84,560,024	3,595,813,745
第19特定期間	自　2011年11月22日 至　2012年 5月21日	443,109,878	2,281,654,220
第20特定期間	自　2012年 5月22日 至　2012年11月20日	508,292,515	2,366,790,312
第21特定期間	自　2012年11月21日 至　2013年 5月20日	350,268,683	2,564,215,063
第22特定期間	自　2013年 5月21日 至　2013年11月20日	241,640,042	2,400,936,331
第23特定期間	自　2013年11月21日 至　2014年 5月20日	132,347,979	2,008,672,291
第24特定期間	自　2014年 5月21日 至　2014年11月20日	170,387,439	1,202,062,323
第25特定期間	自　2014年11月21日 至　2015年 5月20日	155,888,447	1,272,459,717
第26特定期間	自　2015年 5月21日 至　2015年11月20日	91,604,426	1,306,109,332
第27特定期間	自　2015年11月21日 至　2016年 5月20日	279,458,579	903,978,706
第28特定期間	自　2016年 5月21日 至　2016年11月21日	1,066,353,781	949,743,399
第29特定期間	自　2016年11月22日 至　2017年 5月22日	1,073,061,232	1,169,680,441
第30特定期間	自　2017年 5月23日 至　2017年11月20日	1,157,943,773	1,760,346,904
第31特定期間	自　2017年11月21日 至　2018年 5月21日	167,404,396	1,563,847,740
第32特定期間	自　2018年 5月22日 至　2018年11月20日	183,615,223	949,838,221
第33特定期間	自　2018年11月21日 至　2019年 5月20日	133,388,080	613,538,838
第34特定期間	自　2019年 5月21日 至　2019年11月20日	236,107,302	667,437,593

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移

（過去10年間／2009年12月末～2019年12月末）

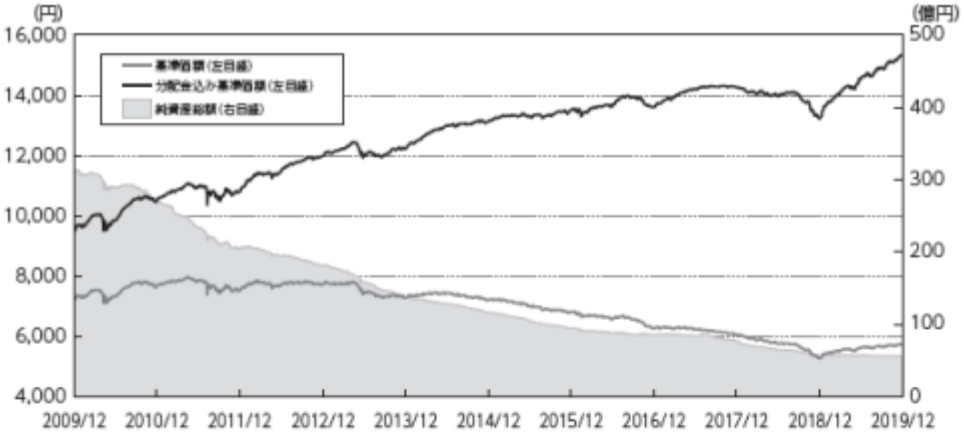

（2019年12月末現在）

基準価額
5,732円
純資産総額
5,599百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2019年12月	30円	2019年 6 月	30円
2019年11月	30円	2019年 5 月	30円
2019年10月	30円	2019年 4 月	30円
2019年 9 月	30円	2019年 3 月	30円
2019年 8 月	30円	2019年 2 月	30円
2019年 7 月	30円	2019年 1 月	30円

直近1年間累計	360円
設定来累計	7,230円

主要な資産の状況

（2019年12月末現在）

国名／地域	銘柄名			業種	投資比率（%）
アメリカ	ASSURANT INC	7.000%	2048/3/27	保険	6.81
デンマーク	DANSKE BANK A/S	7.000%		銀行	5.67
イギリス	LLOYDS BANKING GROUP PLC	6.750%		銀行	5.08
イギリス	ROYAL BK OF SCOT GRP PLC	8.625%		銀行	4.93
アメリカ	MPLX LP	6.875%		その他産業	4.92
アメリカ	LAND O'LAKES INC	7.000%		その他産業	4.91
フランス	CREDIT AGRICOLE SA	6.875%		銀行	4.65
アメリカ	ASSURED GUARANTY	6.875%	2101/12/15	保険	3.50
スイス	CREDIT SUISSE GROUP AG	7.250%		金融	3.33
スイス	UBS GROUP FUNDING SWITZE	7.000%		金融	3.32

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

（過去10年間／暦年ベース）

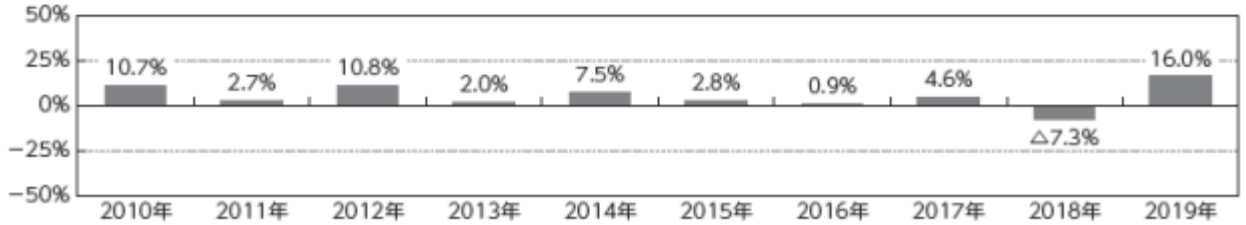

※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１）取得申込の受付

１．2020年2月20日（木）から2021年2月19日（金）まで
※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

２．受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。

３．取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

４．運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

５．取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

２）申込単位・申込価額

１．収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。
※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

２．受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

１．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

２．一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行請求の受付は行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

３．委託会社は、一部解約の実行請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

４．一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

５．一部解約の実行請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。当該受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

６．委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことができます。

７．一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記４．の規定に準じて算出された価額とします。

８．解約代金は、一部解約の実行請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。

９．換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1）基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

2）組入優先証券の評価は、取引所上場銘柄については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、その他の銘柄については原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

3）基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他　1）信託の終了　をご参照ください。）

（4）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

1）信託の終了

１．投資信託契約の解約

イ）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ）前記ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ）前記ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ）前記ロ）からニ）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロ）からニ）までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

２．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記３）信託約款の変更等 における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３．受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

３）信託約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４．前記２.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

５．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

６．前記２.から５.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７．前記１.から６.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

４）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

６）運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社のホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

７）信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

８）関係会社との契約の更改

１．販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

２．投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社おいて支払われます。なお、受益者が収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社において支払われます。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

④帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34特定期間（2019年5月21日から2019年11月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
パインブリッジ米国優先証券ファンド
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第33特定期間 (2019年5月20日現在)	第34特定期間 (2019年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	75,776,398	193,329,189
コール・ローン	43,042,451	54,388,031
その他有価証券	5,568,416,076	5,621,752,876
派生商品評価勘定	16,831,053	―
未収配当金	―	168,998
未収利息	66,417,890	54,730,561
前払費用	1,975,670	―
その他未収収益	4,861,991	2,603,242
流動資産合計	5,777,321,529	5,926,972,897
資産合計	5,777,321,529	5,926,972,897
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	30,061,500	97,716,153
未払金	―	174,319,050
未払収益分配金	30,889,117	29,595,126
未払解約金	2,215,630	14,431,597
未払受託者報酬	332,225	356,132
未払委託者報酬	5,600,374	6,003,359
未払利息	58	74
流動負債合計	69,098,904	322,421,491
負債合計	69,098,904	322,421,491
純資産の部		
元本等		
元本	10,296,372,407	9,865,042,116
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,588,149,782	△4,260,490,710
（分配準備積立金）	98,781	557,112
元本等合計	5,708,222,625	5,604,551,406
純資産合計	5,708,222,625	5,604,551,406
負債純資産合計	5,777,321,529	5,926,972,897

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第33特定期間 自　2018年11月21日 至　2019年 5月20日	第34特定期間 自　2019年 5月21日 至　2019年11月20日
営業収益		
受取配当金	30,788,060	28,228,610
受取利息	143,295,730	144,079,139
有価証券売買等損益	267,212,093	269,941,033
為替差損益	△91,714,144	△85,107,119
その他収益	2,687,002	2,190,883
営業収益合計	352,268,741	359,332,546
営業費用		
支払利息	8,852	9,687
受託者報酬	2,148,572	2,168,902
委託者報酬	36,218,678	36,561,346
その他費用	314,777	344,040
営業費用合計	38,690,879	39,083,975
営業利益又は営業損失（△）	313,577,862	320,248,571
経常利益又は経常損失（△）	313,577,862	320,248,571
当期純利益又は当期純損失（△）	313,577,862	320,248,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,224,161	2,171,089
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,932,007,865	△4,588,149,782
剰余金増加額又は欠損金減少額	280,361,129	293,025,536
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	280,361,129	293,025,536
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,430,375	102,913,389
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,430,375	102,913,389
分配金	188,426,372	180,530,557
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,588,149,782	△4,260,490,710

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 額面が25米国ドルの場合には、移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、特定期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。 また、額面が1,000米国ドルの場合には、個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第33特定期間 (2019年5月20日現在)	第34特定期間 (2019年11月20日現在)
1.期首元本額	10,776,523,165円	10,296,372,407円
期中追加設定元本額	133,388,080円	236,107,302円
期中一部解約元本額	613,538,838円	667,437,593円
2.受益権の総数	10,296,372,407口	9,865,042,116口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,588,149,782円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,260,490,710円であります。
4.その他有価証券	「その他有価証券」は、「ハイブリッド優先証券」です。	同左

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第33特定期間 自　2018年11月21日 至　2019年 5月20日	第34特定期間 自　2019年 5月21日 至　2019年11月20日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	10,077,711円	10,142,684円
2.分配金の計算過程		
	[2018年11月21日から 2018年12月20日まで の計算期間]	[2019年5月21日から 2019年6月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	31,514,564円	33,983,484円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	383,709,251円	336,682,596円
分配準備積立金額	135,247円	98,069円
当ファンドの分配対象収益額	415,359,062円	370,764,149円
当ファンドの期末残存口数	10,691,286,432口	10,262,173,368口
1万口当たり収益分配対象額	388.50円	361.29円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	32,073,859円	30,786,520円
	[2018年12月21日から 2019年 1月21日まで の計算期間]	[2019年6月21日から 2019年7月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	28,196,711円	25,655,622円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	379,396,765円	333,052,388円
分配準備積立金額	638,621円	3,241,737円
当ファンドの分配対象収益額	408,232,097円	361,949,747円
当ファンドの期末残存口数	10,600,304,897口	10,148,777,840口
1万口当たり収益分配対象額	385.11円	356.64円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	31,800,914円	30,446,333円

	[2019年1月22日から2019年2月20日までの計算期間]	[2019年7月23日から2019年8月20日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	21,632,544円	17,800,773円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	371,925,087円	328,167,844円
分配準備積立金額	211,212円	475,289円
当ファンドの分配対象収益額	393,768,843円	346,443,906円
当ファンドの期末残存口数	10,478,356,523口	10,060,503,683口
1万口当たり収益分配対象額	375.79円	344.36円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	31,435,069円	30,181,511円
	[2019年2月21日から2019年3月20日までの計算期間]	[2019年8月21日から2019年9月20日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	27,957,324円	32,446,458円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	359,253,715円	312,064,411円
分配準備積立金額	879,323円	164,657円
当ファンドの分配対象収益額	388,090,362円	344,675,526円
当ファンドの期末残存口数	10,413,916,770口	9,931,750,771口
1万口当たり収益分配対象額	372.66円	347.04円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	31,241,750円	29,795,252円
	[2019年3月21日から2019年4月22日までの計算期間]	[2019年 9月21日から2019年10月21日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	28,892,193円	22,642,611円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	353,229,766円	311,358,979円
分配準備積立金額	711,691円	2,800,925円
当ファンドの分配対象収益額	382,833,650円	336,802,515円
当ファンドの期末残存口数	10,328,554,432口	9,908,605,287口
1万口当たり収益分配対象額	370.65円	339.90円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	30,985,663円	29,725,815円
	[2019年4月23日から2019年5月20日までの計算期間]	[2019年10月22日から2019年11月20日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	17,951,529円	20,608,926円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	350,080,567円	305,125,715円

分配準備積立金額	680,722円	664,774円
当ファンドの分配対象収益額	368,712,818円	326,399,415円
当ファンドの期末残存口数	10,296,372,407口	9,865,042,116口
1万口当たり収益分配対象額	358.09円	330.86円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	30,889,117円	29,595,126円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第33特定期間 自　2018年11月21日 至　2019年 5月20日	第34特定期間 自　2019年 5月21日 至　2019年11月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、その他有価証券（ハイブリッド優先証券）、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第33特定期間 (2019年5月20日現在)	第34特定期間 (2019年11月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第33特定期間 (2019年5月20日現在) 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	第34特定期間 (2019年11月20日現在) 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
その他有価証券（ハイブリッド優先証券）	10,502,384	32,827,706
合計	10,502,384	32,827,706

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第33特定期間（2019年5月20日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	5,683,653,903	－	5,696,884,350	△13,230,447
合計		5,683,653,903	－	5,696,884,350	△13,230,447

区分	種類	第34特定期間（2019年11月20日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	5,596,296,607	－	5,694,012,760	△97,716,153
合計		5,596,296,607	－	5,694,012,760	△97,716,153

(注)時価の算定方法

1.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

3.換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第33特定期間 (2019年5月20日現在)	第34特定期間 (2019年11月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5544円 (5,544円)	0.5681円 (5,681円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表（2019年11月20日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄			券面総額	評価額	備考
米国ドル	その他有価証券（ハイブリッド優先証券）	AEGON FUNDING CORP II	5.1000%	12/15/2049	88,000	2,247,520.00	※1
		AMERICAN EQUITY INVESTME	5.9500%		64,200	1,659,570.00	※1
		ASSURED GUARANTY	6.2500%	11/01/2102	26,386	682,869.68	※1
		ASSURED GUARANTY	6.8750%	12/15/2101	66,469	1,828,562.19	※1
		ATHENE HOLDING LTD	6.3500%		3,316	92,649.04	※1
		BANCO SANTANDER SA	4.0000%		6,224	143,089.76	※1
		BANK OF AMERICA CORP	6.4500%	12/15/2066	4,475	119,572.00	※1
		BROOKFIELD PROPERTY PART	6.5000%		19,500	508,755.00	※1
		CORTS TR-BELLSOUTH	7.0000%	12/01/2095	43,095	1,314,397.50	※1
		OAKTREE CAPITAL GRP	6.6250%		9,525	261,175.50	※1
		OAKTREE CAPITAL GRP LLC	6.5500%		16,650	453,546.00	※1
		PRUDENTIAL PLC	6.5000%		5,828	156,889.76	※1
		PRUDENTIAL PLC	6.7500%		37,861	1,022,625.61	※1
		AGRIBANK FCB	6.8750%		15,000	1,582,650.00	※1
		ALLSTATE CORP	6.5000%	05/15/2057	400,000	496,480.00	※2
		AMERICAN INTL GROUP	5.7500%	04/01/2048	913,000	991,472.35	※2
		ASSURANT INC	7.0000%	03/27/2048	3,100,000	3,448,750.00	※2
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	6.5000%		830,000	854,900.00	※2
		BARCLAYS PLC	7.7500%		1,100,000	1,178,375.00	※2
		BARCLAYS PLC	8.0000%		1,235,000	1,349,237.50	※2
		BNP PARIBAS	7.0000%		1,000,000	1,136,250.00	※2
		CREDIT AGRICOLE SA	6.8750%		2,155,000	2,338,175.00	※2
		CREDIT SUISSE GROUP AG	7.5000%		1,277,000	1,382,416.35	※2
		CREDIT SUISSE GROUP AG	7.2500%		1,520,000	1,660,600.00	※2
		DAI ICHI LIFE INSURANCE	4.0000%		1,980,000	2,059,200.00	※2
		DANSKE BANK A/S	7.0000%		2,700,000	2,860,315.20	※2
		ING GROEP NV	5.7500%		1,300,000	1,340,300.00	※2
		JPMORGAN CHASE & CO	5.4055%		851,000	860,190.80	※2
		LAND O'LAKES INC	7.0000%		2,699,000	2,537,060.00	※2
		LLOYDS BANKING GROUP PLC	6.7500%		2,397,000	2,558,797.50	※2
		METLIFE INC	5.8750%		1,000,000	1,100,560.00	※2
		MPLX LP	6.8750%		2,500,000	2,493,750.00	※2
		NORDEA BANK ABP	6.6250%		1,239,000	1,348,961.25	※2
		PARTNERRE FINANCE II INC	4.46263%	12/01/2066	1,000,000	734,810.00	※2
		ROYAL BK OF SCOT GRP PLC	8.6250%		2,328,000	2,502,600.00	※2
		SOUTHERN CAL EDISON	6.2500%		755,000	758,186.10	※2
		TRANS-CANADA PIPELINES	4.11988%	05/15/2067	1,300,000	1,085,500.00	※2
		UBS GROUP FUNDING SWITZE	7.0000%		1,555,000	1,673,568.75	※2
		VODAFONE GROUP PLC	7.0000%	04/04/2079	817,000	936,586.23	※2
	計				38,357,529	51,760,914.07	
						(5,621,752,876)	
小計						51,760,914.07	
						(5,621,752,876)	

合計			5,621,752,876	
			(5,621,752,876)	

備考欄の※1は25米国ドル額面、※2は1,000米国ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）であることを表示しております。

(注)1.※1の25米国ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2.通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

3.合計欄の記載は邦貨額であり、（　　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入その他有価証券（ハイブリッド優先証券）時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	その他有価証券（ハイブリッド優先証券）　39銘柄	100.0%	100.0%

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	5,745,228,922 円
Ⅱ　負債総額	145,691,261 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,599,537,661 円
Ⅳ　発行済数量	9,768,188,582 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.5732 円 （5,732 円）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．譲渡制限

該当事項はありません。

４．受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（2019年12月末日現在）

・資本金の額　1,000,000,000円
・会社が発行する株式の総数　50,000株
・発行済株式総数　42,000株
・資本金の額の増減（最近5年間）
　2018年 3月 5日　500,000,000円増加。
・会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

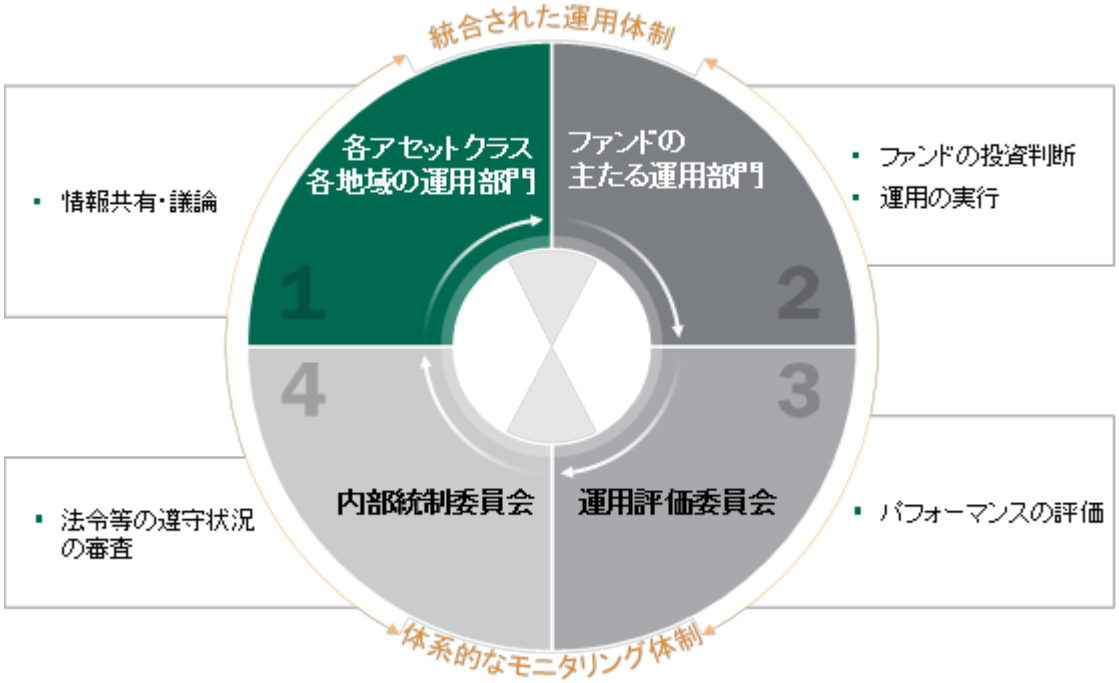

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

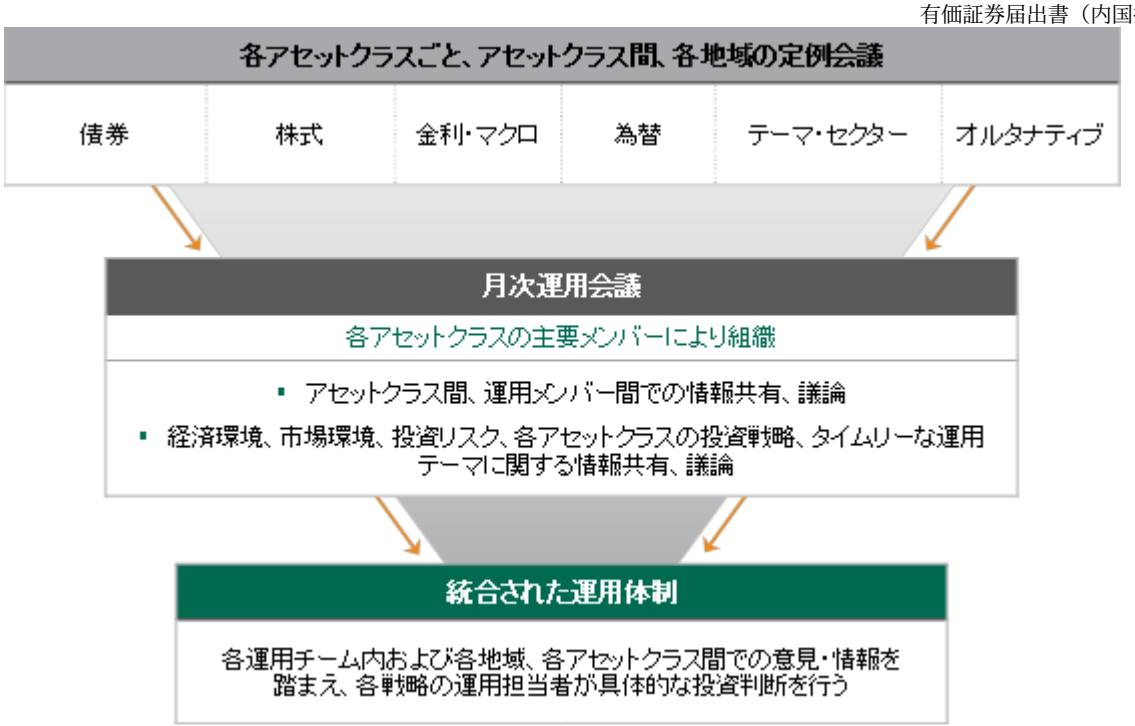

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2019年12月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	19	61,023 百万円
追加型株式投資信託	62	286,364 百万円
合計	81	347,388 百万円

3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

２．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

３．当社は、第34期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、第35期事業年度に係る中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1.財務諸表
(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第33期 （平成29年12月31日現在）		第34期 （平成30年12月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	887,338		1,425,655
前払金		-		4,981
前払費用		32,849		21,225
未収入金		234,786		135,017
未収委託者報酬		670,737		457,570
未収運用受託報酬		253,439		329,213
繰延税金資産		-		85,444
未収還付法人税等		-		67,765
未収還付消費税等		-		30,254
立替金		8,963		14,880
流動資産合計		2,088,114		2,572,009
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	36,172	*1	30,647
工具器具備品	*1	5,615	*1	7,041
有形固定資産合計		41,787		37,688
無形固定資産				
ソフトウェア		1,758		1,360
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		5,634		5,235
投資その他の資産				
投資有価証券		87,915		2,770
関係会社株式		164,013		164,013
敷金保証金		98,648		109,117
預託金		74		74
投資その他の資産合計		350,651		275,976
固定資産合計		398,073		318,900
資産合計		2,486,188		2,890,910

（単位：千円）

	第33期 （平成29年12月31日現在）	第34期 （平成30年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	16,501	23,342
未払金		
未払収益分配金	1,692	240
未払償還金	3,500	-
未払手数料	318,692	172,561
その他未払金	186,770	227,732
未払費用	759,507	605,315
未払役員賞与	97,925	72,006
前受収益	893	-
未払法人税等	3,765	25,132
未払消費税等	451	16,468
賞与引当金	54,116	49,399
役員賞与引当金	20,525	9,092
流動負債合計	1,464,341	1,201,290
固定負債		
退職給付引当金	74,772	79,579
役員退職慰労引当金	2,618	3,398
固定負債合計	77,390	82,977
負債合計	1,541,732	1,284,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	31,736	58,876
資本剰余金合計	31,736	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 66,188	53,013
利益剰余金合計	428,924	548,126
株主資本合計	960,660	1,607,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 16,204	△ 360
評価・換算差額等合計	△ 16,204	△ 360
純資産合計	944,456	1,606,642
負債・純資産合計	2,486,188	2,890,910

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 (自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日)	第34期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,064,645	3,280,295
運用受託報酬	947,328	1,250,895
その他営業収益	219,447	292,479
営業収益合計	6,231,421	4,823,670
営業費用		
支払手数料	2,297,846	1,429,483
広告宣伝費	19,985	17,638
調査費		
調査費	728,225	572,127
委託調査費	1,312,909	944,075
営業雑経費		
通信費	13,476	11,849
印刷費	131,408	93,396
協会費	6,910	5,657
図書費	2,416	2,079
その他	-	8,858
営業費用合計	4,513,178	3,085,165
一般管理費		
給料		
役員報酬	41,442	38,600
給料・手当	706,267	713,849
賞与	163,198	177,256
役員賞与	82,628	63,396
賞与引当金繰入	54,116	49,399
役員賞与引当金繰入	20,525	9,092
交際費	1,770	1,916
寄付金	681	640
旅費交通費	23,187	20,906
租税公課	17,917	30,629
不動産賃借料	166,229	173,890
退職給付費用	38,267	41,517
役員退職慰労引当金繰入	796	780
固定資産減価償却費	7,405	6,820
業務委託費	323,460	280,550
諸経費	82,907	64,100
一般管理費合計	1,730,802	1,673,348
営業利益又は営業損失（△）	△ 12,559	65,156
営業外収益		
受取利息	168	38
受取配当金	32	16

為替差益	1,857		-
時効成立分配金・償還金	-		4,952
雑収入	127		632
営業外収益合計	2,186		5,639
営業外費用			
為替差損	-		4,862
貸倒損失	-		555
雑損失	4,154		594
営業外費用合計	4,154		6,013
経常利益又は経常損失（△）	△ 14,526		64,782
特別利益			
固定資産売却益	-	*1	36
特別利益合計	-		36
特別損失			
固定資産除却損	-	*2	111
退職特別加算金	8,904		-
投資有価証券償還損	-		18,163
移転価格調整金	-	*3	67,765
特別損失合計	8,904		86,040
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 23,431		△ 21,220
法人税、住民税及び事業税	3,780		12,787
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	*3	△ 67,765
法人税等調整額	-		△ 85,444
法人税等合計	3,780		△ 140,422
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 27,211		119,202

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 38,977	456,135	987,872	△ 19,379	△ 19,379	968,492
当期変動額												
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	△ 27,211	△ 27,211	△ 27,211	-	-	△ 27,211
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,174	3,174	3,174
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 27,211	△ 27,211	△ 27,211	3,174	3,174	△ 24,037
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 66,188	428,924	960,660	△ 16,204	△ 16,204	944,456

第34期（自 平成30年1月1日至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 66,188	428,924	960,660	△ 16,204	△ 16,204	944,456
当期変動額												
新株の発行	500,000	27,140	-	27,140	-	-	-	-	527,140	-	-	527,140
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	119,202	119,202	119,202	-	-	119,202
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,844	15,844	15,844
当期変動額合計	500,000	27,140	-	27,140	-	-	119,202	119,202	646,342	15,844	15,844	662,186
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。
3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第33期 平成29年12月31日現在	第34期 平成30年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　105,281 千円 工具器具備品　113,906 千円 *2 信託資産 現金・預金のうち、10,155千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　110,806 千円 工具器具備品　108,607 千円

(損益計算書関係)

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
-	*1 固定資産売却益は、工具器具備品36千円であります。 *2 固定資産除却損は、工具器具備品111千円であります。 *3 会社がアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)の傘下にあった平成18年3月期に納付済みの税金につき、税務当局より法人税等の還付を受けることが確定しました。この還付金は、会社が同グループから独立する際の合意により、AIGに帰属する取り決めであったことから、AIGに返還する費用として特別損失に計上しています。

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合　計	41,000 株	-	-	41,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第34期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株
合　計	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株

(変動事由の概要)

平成30年2月22日付けの取締役会決議による普通株式数の増加　　1,000株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第33期（自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	887,338	887,338	-
2)未収委託者報酬	670,737	670,737	-
3)未収運用受託報酬	253,439	253,439	-
4)投資有価証券	87,915	87,915	-
資産計	1,899,430	1,899,430	-
1)未払費用	759,507	759,507	-
2)未払手数料	318,692	318,692	-
負債計	1,078,200	1,078,200	-

（注1）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）未収委託者報酬、3）未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払費用、2）未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）　子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	887,338	-	-	-
2)未収委託者報酬	670,737	-	-	-
3)未収運用受託報酬	253,439	-	-	-
合計	1,811,515	-	-	-

第34期（自 平成30年1月1日至 平成30年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、

投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理
当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,425,655	1,425,655	-
2)未収委託者報酬	457,570	457,570	-
3)未収運用受託報酬	329,213	329,213	-
4)投資有価証券	2,770	2,770	-
資産計	2,215,209	2,215,209	-
1)未払費用	605,315	605,315	-
2)未払手数料	172,561	172,561	-
負債計	777,877	777,877	-

（注1）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産
1）現金・預金、2）未収委託者報酬、3）未収運用受託報酬
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
4）投資有価証券（投資信託）
投資信託は公表されている基準価額によっております。
負債
1）未払費用、2）未払手数料
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（注2）　子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,425,655	-	-	-
2)未収委託者報酬	457,570	-	-	-
3)未収運用受託報酬	329,213	-	-	-
合計	2,212,439	-	-	-

（有価証券関係）

第33期
平成29年12月31日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	87,915	104,119	△ 16,204

3.当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第34期
平成30年12月31日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	2,770	3,131	△ 360

3.当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第33期（平成29年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,386
退職給付費用	10,068
退職給付の支払額	△ 14,683
期末における退職給付引当金	74,772

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,068千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,199千円でありました。

第34期（平成30年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	74,772
退職給付費用	11,098
退職給付の支払額	△ 6,291
期末における退職給付引当金	79,579

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	11,098千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,419千円でありました。

（税効果会計関係）

第33期 平成29年12月31日現在		第34期 平成30年12月31日現在	
１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳	
	（単位：千円）		（単位：千円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	21,403	未払金否認	26,659
未払賞与・賞与引当金否認	78,673	未払賞与・賞与引当金否認	81,911
退職給付引当金否認	42,090	退職給付引当金否認	24,370
役員退職慰労引当金否認	801	役員退職慰労引当金否認	1,040
前受収益	273	資産除去債務	20,951
資産除去債務	19,570	繰越欠損金	507,312
繰越欠損金	521,880	その他	12,257
その他	35,676		
繰延税金資産小計	720,370	繰延税金資産小計	674,503
評価性引当額	△ 720,370	評価性引当額	△ 589,059
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	85,444
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.9%	法定実効税率	30.9%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.5%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△80.7%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△105.4%
住民税均等割	△16.1%	寄付金等永久に損金に算入されない項目	△99.9%
評価性引当額	47.1%	法人税等還付金	319.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.3%	住民税均等割	△17.8%
その他	4.2%	評価性引当額	618.8%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△23.6%
		前期確定申告差異	△57.4%
		その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	661.7%

（セグメント情報等）

<table>
<tr><th>第33期
自 平成29年 1月 1日
至 平成29年12月31日</th><th>第34期
自 平成30年 1月 1日
至 平成30年12月31日</th></tr>
<tr>
<td>
1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報
（単位：千円）
<table>
<tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr>
<tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>5,064,645</td><td>947,328</td><td>219,447</td></tr>
</table>
（2）地域毎の情報
①営業収益
（単位：千円）
<table>
<tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>5,674,747</td><td>556,673</td><td>6,231,421</td></tr>
</table>
（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産
全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
</td>
<td>
1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報
（単位：千円）
<table>
<tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr>
<tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>3,280,295</td><td>1,250,895</td><td>292,479</td></tr>
</table>
（2）地域毎の情報
①営業収益
（単位：千円）
<table>
<tr><th>日本</th><th>米国</th><th>欧州</th><th>中国</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>4,146,114</td><td>355,400</td><td>314,289</td><td>7,865</td><td>4,823,670</td></tr>
</table>
（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
</td>
</tr>
</table>

（関連当事者情報）

第33期（自平成29年1月1日　至平成29年12月31日）

1.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 258,140	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価受取*2	千円 466,582	未収入金	千円 38,274
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*2	千円 320,443	未収運用受託報酬	千円 66,004
								役務提供に対する対価受取*2	千円 149,246	未収入金	千円 76,716
								委託調査費の支払＊3	千円 579,488	未払費用	千円 268,707
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払＊3	千円 139,494	未払費用	千円 119,526
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*2	千円 112,142	未収運用受託報酬	千円 25,475

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第34期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

1.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 386,161	未払費用	千円 78,482
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*3	千円 464,788	未収入金	千円 108,724
								役務提供に対する対価受取*3	千円 17,627	未収運用受託報酬	千円 8,510
								委託調査費の支払*4	千円 436,674	未払費用	千円 102,368
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払*4	千円 149,137	未払費用	千円 45,085
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*3	千円 311,531	未収運用受託報酬	千円 102,776

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千USドル 28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 57,546	未払費用	千円 19,928
								委託調査費の支払*4	千円 52,221	未払費用	千円 18,188

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日	
1株当たり純資産額	23,035円51銭	1株当たり純資産額	38,253円38銭
1株当たり当期純損失金額	663円69銭	1株当たり当期純利益金額	2,849円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日	
当期純損失	27,211 千円	当期純利益	119,202 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	27,211 千円	普通株主に係る当期純利益	119,202 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,827 株

(重要な後発事象)

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
（株主割当増資に関する事項） 当社は平成30年2月22日付けの取締役会決議に基づき、100%親会社であるパインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.に、株主割当増資を平成30年3月5日付けで実施致しました。 1）増資の目的 当社の財務基盤強化を目的としております。 2）増資の内容 ①発行株式の種類　普通株式 ②発行株式数　1,000株 ③発行価額　1株に付き　527千円 ④発行価額の総額　527,140千円 ⑤資本組入額の総額　500,000千円 ⑥増資後の資本金　1,000,000千円	該当事項はありません。

2.中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		537,309
短期貸付金		700,000
前払金		4,736
前払費用		42,082
未収入金		97,527
未収委託者報酬		439,187
未収運用受託報酬		275,087
立替金		3,830
未収収益		2,010
未収還付法人税等		14,478
流動資産合計		2,116,251
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	28,349
工具器具備品	*1	9,084
リース資産	*1	18,385
有形固定資産合計		55,819
無形固定資産		
ソフトウェア		1,161
電話加入権		3,875
無形固定資産合計		5,036
投資その他の資産		
投資有価証券		923
関係会社株式		164,013
敷金保証金		109,117
預託金		74
繰延税金資産		18,495
投資その他の資産合計		292,624
固定資産合計		353,481
資産合計		2,469,733

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
負債の部	
流動負債	
預り金	23,828
未払収益分配金	240
未払手数料	162,243
その他未払金	269,400
未払費用	326,599
未払法人税等	2,819
未払消費税等 *2	9,848
賞与引当金	195,596
リース債務	3,803
流動負債合計	994,379
固定負債	
退職給付引当金	75,966
役員退職慰労引当金	3,788
リース債務	14,936
固定負債合計	94,691
負債合計	1,089,070
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	58,876
資本剰余金合計	58,876
利益剰余金	
利益準備金	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	230,000
繰越利益剰余金	△ 173,213
利益剰余金合計	321,899
株主資本合計	1,380,776
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 113
評価・換算差額等合計	△ 113
純資産合計	1,380,662
負債・純資産合計	2,469,733

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第35期　中間会計期間 (自2019年1月 1日 至2019年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,238,189
運用受託報酬		581,015
その他営業収益		95,715
営業収益合計		1,914,920
営業費用及び一般管理費	*1	2,067,435
営業損失(△)		△ 152,515
営業外収益		
受取利息		3,170
受取配当金		6
為替差益		4,310
雑収入		467
営業外収益合計		7,955
営業外費用		
支払利息		48
営業外費用合計		48
経常損失（△）		△ 144,607
特別損失		
退職特別加算金		15,435
投資有価証券償還損		31
特別損失合計		15,467
税引前中間純損失（△）		△ 160,075
法人税、住民税及び事業税		1,890
法人税等還付税額		△ 2,687
法人税等調整額		66,949
法人税等合計		66,151
中間純損失（△）		△ 226,226

(3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間　（自2019年1月1日　至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642
当中間期変動額											
中間純損失（△）	-	-	-	-	-	△ 226,226	△ 226,226	△ 226,226	-	-	△ 226,226
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	247	247	247
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 226,226	△ 226,226	△ 226,226	247	247	△ 225,979
当中間期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 173,213	321,899	1,380,776	△ 113	△ 113	1,380,662

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員及び役員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間会計期間末日の直物為替相場による円換算額を付しております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第35期　中間会計期間末 2019年6月30日現在		
*1.有形固定資産の減価償却累計額		
	建物附属設備	113,104 千円
	工具器具備品	109,352 千円
	リース資産	967 千円
*2.消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第35期　中間会計期間 自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日		
*1.減価償却実施額	有形固定資産	4,009 千円
	無形固定資産	199 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期　中間会計期間
自　2019年1月 1日
至　2019年6月30日

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2.自己株式に関する事項　　該当事項はありません

3.新株予約権等に関する事項　　該当事項はありません

4.配当に関する事項　　該当事項はありません

（リース取引関係）

第35期　中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第35期　中間会計期間末（2019年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1)　現金・預金	537,309	537,309	-
2)　短期貸付金	700,000	700,000	-
3)　未収入金	97,527	97,527	-
4)　未収委託者報酬	439,187	439,187	-
5)　未収運用受託報酬	275,087	275,087	-
6)　未収収益	2,010	2,010	-
7)　投資有価証券	923	923	-
資産計	2,052,046	2,052,046	-
1)　未払手数料	162,243	162,243	-
2)　その他未払金	269,400	269,400	-
3)　未払費用	326,599	326,599	-
負債計	758,243	758,243	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬、5）未収運用受託報酬、6）未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払手数料、2）その他未払金、3）未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）子会社株式（中間貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

第35期　中間会計期間末 2019年6月30日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	164,013
合計	164,013

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	923	1,037	△113
	小計	923	1,037	△113
合計		923	1,037	△113

（セグメント情報等）

第35期 中間会計期間
自 2019年1月 1日
至 2019年6月30日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域毎の情報

①営業収益

（単位:千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
1,666,845	105,874	120,163	22,036	1,914,920

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報　（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	224,648

（注）外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上のものを記載しております。

（１株当たり情報）

第35期 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日	
1株当たり純資産額	32,872円 92銭
1株当たり中間純損失	5,386円 34銭

(注)

1.当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失	226,226 千円
普通株式に係る中間純損失	226,226 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	-
普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１）「受託会社」

①名称及び資本金の額（2019年9月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社　　324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２）「販売会社」

①名称及び資本金の額（2019年9月末日現在）

a．	株式会社愛知銀行	18,000百万円
b．	株式会社大垣共立銀行	46,773百万円
c．	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円
d．	株式会社百五銀行	20,000百万円
e．	株式会社香川銀行	12,014百万円
f．	株式会社紀陽銀行	80,096百万円
g．	株式会社みなと銀行	27,484百万円
h．	株式会社池田泉州銀行	61,385百万円
i．	株式会社第四銀行	32,776百万円
j．	株式会社沖縄銀行	22,725百万円
k．	株式会社鹿児島銀行	18,130百万円
l．	株式会社高知銀行	19,544百万円
m．	株式会社北洋銀行	121,101百万円
n．	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円
o．	楽天証券株式会社	7,495百万円
p．	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円
q．	百五証券株式会社	3,000百万円
r．	西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円
s．	九州ＦＧ証券株式会社	3,000百万円
t．	北洋証券株式会社	3,000百万円
u．	株式会社関西みらい銀行	38,971百万円
v．	東海東京証券株式会社	6,000百万円
w．	ＯＫＢ証券株式会社	1,500百万円（2019年10月1日現在）
x．	株式会社福岡銀行	82,329百万円

②事業の内容

（a.からm.、u.、x.に共通）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（n.からt.、v.、w. に共通）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

１）「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

２）「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３）「投資顧問会社」

①名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）

資本金　　50,000千米国ドル（2019年9月末日現在）

②事業の内容

主として米国において、投資顧問業を営んでいます。

3【資本関係】

1）「受託会社」

該当事項はありません。

2）「販売会社」

該当事項はありません。

3）「投資顧問会社」

該当事項はありません。

≪参考情報≫再信託受託会社の概要

名称	：	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	：	10,000百万円（2019年9月末日現在）
資本構成	：	三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第３【その他】

１．目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があり、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。

２．請求目論見書には信託約款の全文を添付します。

３．有価証券届出書「第二部　ファンド情報」中の「第１　ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、「運用状況」については、データを更新して記載することがあります。

４．目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。

（１）投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨

（２）投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元本が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨

（３）証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨

（４）当ファンドは米国の優先証券を主要投資対象とする旨、ならびに組入有価証券の価格下落や当該有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨

（５）商品内容の重大な変更を行う場合には、事前に受益者の意向を確認する旨

（６）信託財産は受託会社において分別管理されている旨

（７）購入に際しては交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨

（８）請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成３１年3月１９日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成３０年1月１日から平成３０年１２月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成３０年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２０年1月8日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　伊藤　志保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券ファンドの２０１９年5月２１日から２０１９年１１月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券ファンドの２０１９年１１月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０１９年9月１８日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０１９年1月1日から２０１９年１２月３１日までの第３５期事業年度の中間会計期間（２０１９年1月1日から２０１９年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０１９年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０１９年1月1日から２０１９年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。